



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2021年7月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00～PM 5:00

補助金や支援制度について

昨年、今年とコロナ関連の助成金や補助金等がでてきています。国の支援制度以外にも自体独自の補助金等もあります。またコロナ関連ではなくても以前からある税制優遇を受けることが出来る制度や補助金もあります。

① 経営力向上計画

一定金額以上の建物附属設備、機械装置、器具備品など購入の際、購入前に申請することで税制優遇を受けることが出来る。

② 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者（業種によって定義が違います）が販路開拓などの取り組み、例えば新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客獲得に向けた商品改良や開発に対するための経費を一部補助する補助金制度。

③ 新型コロナウイルス感染症防止対策支援（四日市の事業者向け）

市内で対面で接客してサービスを提供する事業を営んでいる中小事業者が行う感染症防止対策のうち、接客に関する消耗品費（マスク、消毒液など）を支援する制度。1事業者あたり最大10万円を2回。

補助金や計画書等は事前申請が基本になります。高額資産のご購入を検討されている方、新しい取り組みを考えている方は事前に担当者にご相談ください。

（三井 記）

源泉所得税半年納付

従業員の給与天引きしている源泉所得税ですが、半年に一度納めて頂いている事業者の方は7/12が納期限になります。忘れずに納付をお願いします

